

統計委員会第Ⅱ期基本計画

－ 国民経済計算分野に向けた提言とその行方¹－

櫻本 健（松山大学）

はじめに

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下基本計画）は、平成 19 年に改正された統計法に基づき 5 年に一度整備される。それに基づいて日本の公的統計において新たな施策が実施されるという枠組みが日本の統計改革の基本となっている。最初の第Ⅰ期基本計画は、総務省(2001)のことで、平成 21 年に閣議決定された文書のことである。平成 26 年は第Ⅱ期基本計画がまとまる年であり、平成 25 年に統計委員会に入る各省庁と専門家が合同で作成作業を行う。

筆者は、第Ⅱ期基本計画の策定に当たって今回基本計画部会第 1 ワーキンググループ（以下第 1WG）国民経済計算タスクフォースの審議協力者に 2013 年 6 月から 4 か月間加わり、第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野にいくつかの提案を行うことになった。統計法上国民経済計算は、内閣府が作成している国民経済計算年報などの統計範囲を指していて、国連用語の幅広い対象とは異なる。第Ⅰ期基本計画は、内閣府の担当者として関わっていたが、大勢が目標とすべき内容を構成する難しさを感じるが多々あった。幅広い内容になるとまとまりがなくなり、多くの省庁の仕事の押し付け合いに陥るだけで、あまり意義のある改革案とはならない。ある程度焦点を絞ると、計画で網羅できなかった別分野の意義がないものとみなされ、それらの分野で予算縮小や人員の削減が進められてしまう。つまり、統計改革のメニューの多様性を満たしつつ、実施可能な現実的なメニューをどれだけ揃えられるかというのが、統計委員会に加わる民間委員が果たす重要な役割なのである。

基本計画は、多くの人々の意見集約の結果策定される。最初から既存の文案があって成立するのではなく、過去の基本計画があったとしても基本計画の度に統計委員会参加メンバーが各々の方向性を持ち寄って討議することで段階的に方向性を確立していく。今回の第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野では、中村洋一委員がタスクフォースの座長となり、統計委員会委員、審議協力者、各省庁が構成メンバーとなって議論したが、方向性は当然座長が示し、各審議協力者が提案を持ち寄って第Ⅱ期基本計画に盛り込むべき国民経済計算分野の検討課題を列挙していくこととなっていた。審議協力者による課題検討案は、もちろん人数分存在するが、(名前が期待させるほど立派な代物ではないが)今仮に筆者の審議協力者案を「櫻本私案」と名付けることとする。当初案は、統計委員会にてそれなりに丁寧に検討されるが、一部提起した意見は削除されたり、修正されることとなる。

¹ 本論文は、統計委員会や各省庁の公式な見解を表すものではなく、あくまで櫻本個人の見解に基づいている。また本論文のほとんどの情報は公表されている統計委員会資料に基づいているので、基本計画など必要な資料は公表資料を参照されたい。

その結果、一部の意見は影響力を持ち続ける。筆者は 6 月 17 日から各者に案を提示したので、6 月 17 日案を「櫻本私案」とする²。

筆者にはこの第Ⅱ期基本計画の一部を立案した責任、第Ⅱ期基本計画策定に対して明確な意図や背景、その経緯を関係者に対して広く情報共有させる責任、計画の遂行に対して各省庁を支える責任がある。(基本計画への採用率は高くなかったとしても) 座長の方針の下で、櫻本私案がどの程度利用されているか、本論文においてまとめ、筆者に課された説明責任に対する答えとしたい。

中村メモ(中村(2013))、櫻本メモ(櫻本(2013))、牧野メモ(牧野(2013))等委員会で個人名のメモは公表されていないので、経緯は外部からは分からない。中村メモは 6 月 7 日の第 1 回国民経済計算タスクフォースで配布された、取りまとめに当たって簡単な方向性を示したメモのことで、原文自体は公表できないものの、ほぼ本論文で内容はカバーする。一方で各省庁間の調整も公表資料以外は情報として提示できるものは無い。したがって、筆者は、最終的に閣議決定されて確定した基本計画がない段階なので、本論文と基本計画(案)を見比べれば、ある程度は経緯と背景が分かるようにまとめることにした³。

本論文は、第三者が利用可能な研究資料として 2013 年 6 月に審議協力者になった後、第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野向けに提起した意見(櫻本私案)が、最終的に国民経済計算関連分野を中心に基本計画の議論においてどのように扱われ、最終的に第Ⅱ期基本計画(案)に向けた議論として反映された程度や経緯をまとめる。統計の作成は、当然人間が進めることであるから、人員の専門性の向

² 櫻本私案は 6 月 17 日に 6 月 21 日のタスクフォース向けに統計委員会に提出したメモのことである。注意すべきは櫻本私案とは筆者による 6 月 21 日のタスクフォースで配布したメモ(櫻本(2013))自体を指しているのではないということである。6 月 21 日段階では、委員間で意見が合わなかった項目は取り下げているので、当初案よりも範囲が狭い。本論文は、櫻本私案をほとんど網羅しているが、統計委員会の運用に関する提案、SPEs の推計方法、SPEs のツリー図は情報が細かすぎるので削除した。さらに 6 月 21 日に配布した資料は櫻本(2013)で、表 2 に後述するように当初の櫻本私案よりも削除した資料を参加者に配布した。

³ ここで一点強調しておきたい。筆者は、長年国民経済計算の行政側の立場で、実務的な検討を行ってきた。その中でいつも多くの研究者から批判を頂くのは、日本の統計改革は統計作成者の視点でとても役人的な発想で進められているという意見である。残念ながらこの「役人的」という用語の意味はやや曖昧で、しかも少しも事実を言い当てていない。制約条件があつて、それをクリアするように最適な政策を立案するという作業は合理的な発想で実現可能な政策立案を行うか、実現できない政策を立案するかという違いなのであつて、役人的という言葉は状況把握を妨げる効能がある。制約が予算や法律、推計体制、熟練の度合いといった第三者から明確には理解できない構成であることはしばしばで、そうした制約は日本でも国際機関でもどこでも同じように存在する。筆者は常に制約の範囲で最短で最も条件の良い実現可能な政策を提案するよう心掛けているだけのことである。主観的には実現可能と思う提案をしていても、実は法律に触れる提案であれば実現しない。そうした情報は筆者も含めてなかなかわからないので、とりあえずより厳しい制約が出てきても実現できそうなプランを練り、気長に待ちながら着々と案件を片付けていくということは、役人的ではないし、最初からやるべきことを怠っているということとも異なる。実現可能な政策を長期で実現していくということは、社会科学として短期で考えがちな学問の世界でも十分に評価される意義があるということは強調したい。例えば、1 年で成果が出なくても 30 年かかれば、十分な意義を持つ事業は評価されるべきである。しかし、実際にそうした事業が事前に評価されるためには、分野の研究においても評価の尺度が豊富でないと、理解されないことである。制約条件付き最大化条件で、制約が無数にあって列挙しきれない場合でも、省かれた記述を無視して良いとはならない。統計改革の検討もまた、その例と同じで、多面的な評価を受ける必要がある。

上、人材同士の人間関係、予算や他の行政計画による計画といった様々な要素が影響する。本論文は、主に日本の国民経済計算の課題と第Ⅱ期基本計画との関係を筆者の立場からまとめる。第1章は、第Ⅱ期基本計画のうち、国民経済計算分野の計画づくりに向けた検討の体制やスケジュールなど概要を振り返る。第2章は、第Ⅰ期基本計画にはあるが、今後削除すべき課題に関して筆者独自の主張を行う。第3章は、第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野向けに櫻本私案として行った新規提案内容を説明する。6月21日のタスクフォースでは2008SNA(以下08SNA)や供給・使用表(Supply and Use Tables, 以下SUT)、四半期国民勘定(Quarterly National Accounts, 以下QNA)といった重要な個別課題に関して、計画がどのように策定されるべきか、統計委員会各メンバーや各省庁が情報共有していく上で基本となるべき方向性を筆者からメモとして各参加者に提示した。第4章は、2013年6月21日のタスクフォース向けに櫻本私案として提出しようとしたものの、あまり意義を持たなかったか、事前の調整で却下されて提出できなかった内容を説明する。

1. 第Ⅱ期基本計画に向けた国民経済計算－検討の経緯と体制

1-1 第Ⅰ期基本計画の反省

第Ⅰ期基本計画の別表が本文をカバーする。5カ年に渡って統計改革が進んでいるかどうかについて別表を軸に統計委員会がフォローアップ期間に判断する。したがって、実際の業務では本文よりも別表が重視される。後でのフォローアップは別表の記述との整合性で判断されるからである。第Ⅰ期基本計画策定の経緯は、既に各関係者が学会活動などで報告しているため、本論文において議論を省くが、第Ⅰ期基本計画において行われた泥縄式の統計改革の反省点を第Ⅱ期に生かすという認識が参加した関係者の間である程度共有されていた。反省点は無数に挙げられるが、基本計画策定にとって重要なポイントは二点挙げられる。

第一の反省点として、多くの専門家を統計委員会に招へいた結果、議論が多方面に展開しすぎて重要案件に議論を集約することが難しくなったということが挙げられる。委員会方式で多くの分野に議論を展開する場合、別委員会を次々に立ち上げて分化していくということができればよいのだが、委員会を分けられない状況で議論を多方面に行うと、時間が足りなくなるためにある程度議論を省かざるを得ない。この点は、第Ⅱ期基本計画においても依然として完全な解決はできていないが、論点を絞ることである程度議論を集約するという方向で各者の意見は大まかに一致しているため、問題を未然に防ぐことができています。

第二の反省点として、特定の省庁に設定した課題が多すぎたということが挙げられる。そして、特定の省庁に対する課題が大変細かく、しかも重複したり、互いに矛盾をしていて、推進をためらうような課題も含まれていた。

こうした反省点を生かすため、第Ⅱ期基本計画の策定では総務省の統計基準担当が調整に積極的に関与し、会議の座長が大まかな方針を示してリーダーシップを発揮することで、議論を一定の方向性に導いて集約できるように図った。その

意味で統計委員会担当室の役割が低下し、総務省統計基準担当の役割が増した。このことは議論をある方向性に集約する上でも、課題間で整合的で現実的な計画の策定がなされることにも役立ったが、属人的で透明性が欠如した調整であるため、第Ⅲ期基本計画以降もいつとも同じような方針を続けることは難しいと思われる。筆者自身は、基本計画の策定や運用のルール化が望ましいとして提起したが、事前の調整で却下されたため、特に再提示などはしなかった。

国連統計委員会や国際機関のタスクフォース内の調整でも一定のルールが明示されているように、今日でも専門家間の議論はある程度のルールが明示されるのが一般的となっている。ルール化は、専門家の役割を明確にすることに役立ち、ルールの明文化は部局間の調整を減らすことにも役立つ。そして、特定の個人や特定省庁の性格が過度に影響することを防ぐことにもつながろう。そして、ルールがない状況よりもより、特定の議論に集中できる環境を統計委員会に与えることにもなろう。一方、ルール化によって今までよりは、委員や各省庁の自由な調整の余地が減ることで硬直的な運用となる。対象として考えられるのは、課題の項目数の基準、項目数のルール、課題間の優先順位、課題の設定範囲、専門家が提起すべき課題の範囲や例示、運用のノウハウのルール化といった案件である。

課題の項目数の基準ということであれば、次のとおりである。第Ⅰ期基本計画国民経済計算分野は、2008年に委員間で議論された第2ワーキンググループ報告書を受けて策定された。第Ⅰ期基本計画には、国民経済計算関連の項目が多く、内閣府の課題が他省庁よりも突出して多かった。例えば、50人程度の統計部局が数十の閣議決定された計画をコントロールするには小さすぎる。部局の規模は、その何倍か必要となる。統計作成部局として、経済産業省や内閣府のようには規模が小さい部局と規模が大きい部局があるため、項目を統計作成部局の規模に応じて設定するといった一定の基準があつてしかるべきだろう。しかし、現行の基本計画ではそうした配慮は無いため、部局間の課題数にかなりばらつきがある。基本計画別表の課題数の上限は、定員の半数までに設定するとか、課題数の問題一つとっても何か基準があつた方が望ましいと考えるのである。また基本計画は課題数が多いので、早い段階でナンバリングして議論すべきである。第Ⅱ期基本計画の別表を議論する際にも、ナンバリングされていないので、議論していてとても不便である。しかし、統計改革の調整においてルール化とその明示化は道半ばとなっている。

1-2 審議スケジュールと審議前の段階

基本計画部会の第1WGは、国民経済計算と産業連関表や環境勘定など加工統計の多くの分野を審議対象としていた。第1WGは、国民経済計算タスクフォースと産業関連タスクフォースという2つのタスクフォースの審議を担当した。第1WGの座長は公表されているように深尾京司委員であつた。

国民経済計算タスクフォースは公表されているように中村洋一委員を座長として基本計画部会委員、牧野好洋審議協力者、筆者にて担った。(明示されているわけではないが雰囲気)で) 牧野委員と筆者は新規の審議対象を提起するという役割が事前に期待されていた。既に第Ⅰ期基本計画を引き継ぐ案件が多く見込まれた。そこで、審議協力者も含め、議論が混乱しない程度に新規案件を提起することが求められた。

スケジュールは表 1 に示す通りである。審議協力者は①メモの提出(6 月 17 日提出、調整後 6 月 21 日にタスクフォース

で関係者に配布)、②メモをたたき台に座長がメモを提示(7 月 26 日資料 1 の座長がまとめた検討結果)、③検討結果をベースにワーキンググループの方針を取りまとめ(9 月 12 日)、④基本計画部会に上げて基本計画本文を策定、⑤別表を構成という手順であった。筆者は①～④までしか参加していないので、詳しいことはよくわからない。第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野の大まかな方針は座長が示すべきことで、その内容は筆者には大体の類推が付いていた。現在内閣府は供給使用表を年次系列に適用し、将来的に QE を QNA に拡大しようと努力している。それに 08SNA の導入や基準改定のタイミングを考慮すれば、今後 20 年程度に日本が採るべきコースは自ずから定まる。つまり、SUT、QNA、08SNA を中心課題とした課題設定を軸に新規提案をいくつか補強するという方向で、国民経済計算分野に関する基本計画を作成すべきということは、ほぼ作成者同士で読めていた方向性であった。

審議協力者に求められていたのは、専門的な知見を提供する以外に最初の段階で、新規案件を中心にメモ出ししてある程度議論をリードしたり、方針性を補強したり、他の専門家が注目していない重要な問題を指摘するといったことであった。結論から見れば、多くの論点であり統計改革に貢献できなかったというのが実感であるが、その経緯や内容は精査が求められてしかるべきである。

審議協力者のメモ出しは、既に公務員時代から見ていたことから審議協力者の就任前から作成を少しずつ始めていた。しかし、当初詳しいスケジュールは分からなかった。審議協力者に対するメモ出しの依頼は、6 月 12 日になってようやく頂いた。締め切りは 6 月 21 日の第 1 回会議に合わせて 6 月 17 日であったため、わずか 5 日間でペーパーをまとめざるを得なかった。5 日では全体的なシナリオをまとめることは困難であったため、基本的には基本計画の新規議題をできるだけ多く提起し、中村メモの方針を補強することに徹するというのが筆者の基本方

表 1 第Ⅱ期基本計画(案)策定までのスケジュール

日付	内容
2013 年 6 月 7 日	第 1 回第Ⅰ WG: 審議の進め方、課題の状況報告
6 月 12 日	メモ出し依頼→17 日に提出
6 月 21 日	第 1 回 SNA タスクフォース: 現行基本計画の評価と検討課題の抽出
7 月 12 日	産業連関タスクフォース
7 月 26 日	第 2 回 SNA タスクフォース: 次期基本計画に向けた方向性を審議
7 月 30 日	産業連関タスクフォース
7 月 31 日	第 2 回第Ⅰ WG
8 月 19 日	第 3 回第Ⅰ WG: とりまとめ
9 月 12 日	第 4 回第Ⅰ WG: とりまとめ

出典: 統計委員会公表資料より作成。

針であった⁴。第Ⅰ期基本計画の際にも別表の課題は重複していたり、内容が不明な項目があったり、実行不可能な項目があったのはおそらく審議協力者の作業時間が短かったことが一因となったのではないかと推察している。

表 2 櫻本私案と第Ⅱ期基本計画の結果

提案の ナン バー	本論文 の 項目	本論文の項目	著者による推察に基づく審議結果	タスク フォース に提出
提案1	2-1	別表No.11基本価格表示の問題	基礎資料は乏しいため、消費税表の正式な導入は無理だが、参考表とはできるため、その範囲で導入する方針は提案せずとも各者の共通意見であった。	○
提案2	2-2	別表No.26②と簡易長期系列の公表	元々第Ⅰ期基本計画からの課題であったので、本件は新規ではないが、委員会審議で比較的丁寧に審議され、第Ⅱ期基本計画で採用された。	○
提案3	2-3	別表No.18事業所企業コンバータ及びNo.53の扱い	櫻本試案は、採用ならず、第Ⅰ期基本計画に引き続き、継続課題となった。	○
提案4	2-3	別表No.167の扱い	学会などとの連携はある程度維持されるが、概ね提案していたことは実現した。	○
提案5	3-1	一次統計との連携	事前の調整段階で内閣府と経済産業省との定期協議が行われると良いということとは提起した。しかし、統計委員会では特に内容のあることは提起しなかった。	○
提案6	3-1	2008SNAの課題項目	幾つか配慮をされた形跡はあるが、あまり採用されず。各委員や各省庁が本質的に提言内容を理解できていないと推察している。	○
提案7	3-1	2008SNAに関する検討ノハウの記録		○
提案8	3-1、 補論 1	特別目的実体等(Special Purpose Entities、以下 SPEs)の捕捉に向けた課題		○
提案9	3-3	供給・使用表及び四半期国民勘定の分野—国際標準と日本の対応—	概ね櫻本試案の想定に近い形式で、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれた。	○
提案10	3-3	SUTなどの導入手順と現実的な目標	概ね櫻本試案の内容が各者に情報共有され、事実上試案で想定していた内容に近い線で落ち着いた。	○
提案11	3-3	SUT導入に向けた推計体制の整備	第Ⅱ期基本計画で別途検討予定だったこともあり、事前の調整段階で削除した。	○
提案12	3-3	四半期表と生産・分配系列	概ね櫻本試案の内容が各者に情報共有され、事実上試案で想定していた内容に近い線で落ち着いた。	○
提案13	3-4	地域経済計算の充実に向けたフレームの整備	櫻本試案をうまく法令上問題の無い形式に落とし込んで、第Ⅱ期基本計画の課題がセットされた。	○
提案14	4-1	中間投入捕捉の方向性	提案内容が乏しいので、特に第Ⅱ期基本計画に影響しなかった。	○
提案15	4-1	統計作成に必要な人員体制の整備	第Ⅱ期基本計画で別途検討予定だったこともあり、事前の調整段階で削除した。	×
提案16	4-1	マニュアル公表基準の確立	統計委員会委員、審議協力者等の事前の調整段階で同意を得られなかったため、削除した。	×
提案17	4-1	誤解を受けやすい用語の改善	統計委員会委員、審議協力者等の事前の調整段階で同意を得られなかったため、削除した。	×
提案18	4-1	統計専門資料の保存に取扱い	統計委員会委員、審議協力者等の事前の調整段階で同意を得られなかったため、削除した。	×

次に6月17日に提出したペーパーは、幾つかの修正を求められて、修正したメモを再提出し、6月21日第1回会議で配布することになった。表2は、筆者が国民経済計算タスクフォース向けに提案した項目の一覧である。第4章で取り上げるが、提案しても委員間で意見が合わず、タスクフォースに提出できなかった項目も4つある。**No.が付いている項目は、第Ⅰ期基本計画の別表ナンバーのことである。**本論文の議論はこの表に集約されるが、以降で個別論点ごとに背景を掘り下げて議論する。以降では、実際に提起した幾つかのアイデアの中から、提案として取り入れられた項目、却下された項目など審議の方向性を見ていく。

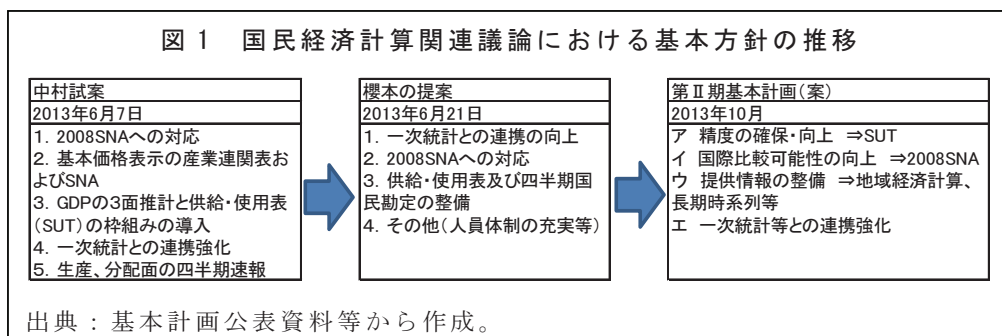
⁴ 短時間での提案という制約は、2つの問題があると考えられる。一つは少し時間をかけなければ、大勢を納得させられない現実的な課題を検討に加えることができない問題である。二つ目は、短時間では提起者がたまたま忘れていた重要課題を提起できないという問題である。

1-3 櫻本案と第Ⅱ期基本計画との関係－日本の国民経済計算が目指す方向性

中村メモが示す方向性は、事実上第Ⅱ期基本計画の原案であった。一方、6月17日に提出した櫻本メモや牧野委員メモ（非公表）や事務方のメモ（会議資料として公表）はあくまでも統計委員が審議して、良いと思えば採用されるという程度に過ぎない。特に審議協力者メモは事務方案よりも優先順位は低く設定せざるを得ないため、採用率でいえば、影響力は元々低く、第Ⅰ期基本計画よりも審議協力者の提案の採択率は低くなったと思われる。多くの提案は却下に近かったが、一部採用されたため、その程度の違いは本論文において再検討する際に3章と4章の2つに分けて以降で整理する。本論文では牧野メモのことは、断片的な情報しかないため、論文としてまとめることができなかった。そのため、本論文では牧野委員の論点は議論できない。

基本方針は、原則として中村メモによる完成度の高いイメージがあったため、最後まで第Ⅱ期基本計画の国民経済計算タスクフォースの担当部分に対して、柱がしっかりしていた。6月7日段階で中村委員の基本方針は、5つの方針を軸に第Ⅱ期基本計画を策定する私案を示した。5つの方針というのは、1. 2008SNAへの対応、2. 基本価格表示の産業連関表およびSNA、3. GDPの3面推計と供給・使用表（SUT）の枠組みの導入、4. 一次統計との連携強化、5. 生産、分配面の四半期速報の5つである。この主張は、長年筆者も各方面に働き掛けてきた意見でもあったので、全面的に賛成であった。そこで筆者は、6月7日の中村メモの方向性を原則として支持し、中村メモを網羅しつつ、優先順位を付けて長期の方向性を考慮し、今後5年の計画を作成するのが良いという主張を各者に打診して6月21日の第1回において行うことを決めた。主張を大まかにまとめると次の内容である。

図1 国民経済計算関連議論における基本方針の推移



まず、既存の第Ⅰ期基本計画は、似た分野の細かいことを何度も指摘していて、実施側が全体の状況を認識する際に理解が難しい構成となっていた。大項目を立て、既存の項目を分野別に大きくくりで整理するのが良いように見えたため、中村メモの原案の修正が必要と考え、意見を関係者に提示した。

第一にQNAの充実は、SUTの整備の延長線上にある。両者を一緒に議論した方が現行の基本計画別表よりも把握しやすいと思われた。第二に基本価格表示の問題は、導入に必要な基礎情報が欠けており、正式に導入する見通しは立たないと推察されるため、基本価格表示の問題や新規課題を含んだ「その他」という項

目を立て、4大論点を軸に検討するのが優れているように思われた。

課題同士の優先順位としては、内閣府は各省と協力して、2016年基準改定において初めて工業統計を使用しない年次系列を推計することになる。この対応がうまくできない場合、年次系列は適切に公表できないという重要性を考慮して、一次統計を上位に据えることが望ましかった。08SNAの導入は、そういった切迫感はないが、これも次期基準改定時の重要課題であるため、2番目に重要な論点と言えた。生産分配速報は供給使用表の導入ができなければ、不突合が存在し続けて、系列の有効性が低下することから、供給・使用表への対応を優先し、そのフレームと共に検討される必要があった。

図1は、審議前後の基本方針の変遷をまとめたものである。実際には櫻本私案から最終案までは様々な調整があったので、いろいろな情報が存在するはずなのだが、事務的な調整はあまり明確に説明することは難しいので省くこととした。当初案は、審議協力者や各委員、各省庁の意見を反映して変更されたことが分かるが、当初案の内容は当然網羅されるように方針が組まれた。6月21日に提出した櫻本私案で提示した内容のうち、幾つかは（程度の差はあれ）基本計画（案）に反映された。

表3 スケジュールに関する櫻本私案

～2016	2016年頃	～2020	2020年	～2025	2025年頃？
	次期基準改定、 経済センサス対応		次々期基準改定		次々々期基準改定
08SNA項目を一部前倒し対応	08SNAの正式導入、経済センサスを受けた代替推計値に基づく年次系列の公表	代替推計によるコモ法をベースに製造業を中心に速報推計方法を改良する。	SUT年次表を並行運用する。	次々々期基準改定までに生産分配速報について並行運用	SUT年次表正式導入、速報系列の充実も速やかに行う。

表3は、櫻本私案に基づき、6月21日向けに提案したスケジュールである。この案は、実現可能性がある目標よりもあえて遅く提示したもので、確実に実施可能な予定ということ

で提示した。実際に実施したことが無い計画であるから、この通りに進むかどうかは分からないが、2016年は2008SNAと工業統計代替推計の導入がある。前者は、2014年までに先進国が導入を目指している次世代のSNAの基準である。そして、後者は経済センサスの導入に伴って、工業統計調査の実施時期が12月31日から遅くなり、夏に変更させるのに伴って、国民経済計算確報に工業統計産業編のデータを使用できなくなり、生産動態統計等を代替利用するという推計システムの変更を指している。通常1つの基準改定で2つ以上の重要な推計システムの変更はリスクが高いため、行わない方が良く考えた。しかし、2016年は例外的な年となることが予想される。そして、QNAを目指しているという状況を考慮すると、どこかの基準改定でSUT年次表を導入し、その次の基準改定にてSUTに基づくQNA導入を行うのが現実的と考えた。ただし、SUTバランスは十分な精度を確保できるか誰にも分からないので、導入ではなく、一度並行運用を行い、導入見通しを立て、次に正式導入するという2段階で導入する方が確実と言えた。表3を提案した背景は以上の認識に基づくもので、あくまで基準改定での導入失敗リスクを最小化するために考えたスケジュールである。内閣府の実際の推計は、取り得る幾つかの選択肢を考慮すると、この案よりも早期にSUTやQNAに対処

することも可能なプランがあるかもしれない。したがって、実態はこの通りとは言えないが、表 3 は安全策を採用した場合の目安である。

櫻本私案に基づき、第 I 期基本計画別表の既存課題の個別提案、第 II 期基本計画（別表）に収録すべき新規の個別提案について、第 2 章と第 3 章にてそれぞれまとめる。

Box. 1 基本価格に関する提案（提案 1）

消費税増税に伴って、消費税表が重視されるということは疑いないが、基礎統計がないにもかかわらず、無理に IO に消費税表を導入することを求めるのは無いものねだりで議論が前進しないと推察する。既にこれまで IO における消費税表や基本価格表の問題は何度も経済産業省の職員などが個人的に挑戦してきた研究において議論しつくされている。基礎資料がないから、基本価格表の本格的な導入はできないが、ある程度参考資料として消費税表に近いものを復元することは可能ということである。それを利用すれば、基本価格表はできるかもしれないということである。この結論は過去の IO の整備の度に研究資料が公表されて何度も指摘されてきているので、もし仮に前向きに対応するのであれば、総務省、経済産業省、内閣府等関係省庁において導入に必要な予算と人員をきちんと確保し、IO において参考表として消費税表及び基本価格表を導入するために検討した上で、その後 SNA において参考表をベースに検討を進めるという以外に選択肢を見いだせないかと推察する。予算と人員をつけるべきというのは、現行の基本価格に関する研究は特定個人の専門的知見とマンパワーに頼りすぎているため、IO のラインにおいてきちんと仕事・役割を整理すべきという意味である。特定個人の異動や退職でノウハウが失われることを防ぐためには基本価格表示の問題を IO の推計のラインにおいて消化するようにすべきである。

参考表というのは、要するに基礎資料が欠けているので公表に責任を持ってないが、研究目的などのために公表するという理解と認識している。SNA でも歴史的記念物などで公表している参考系列に同様の対応が見られる。こうした系列はそれと同じ扱いということで整備を進められてはいかがか。

2. 第 I 期基本計画における既存の課題に関する個別提案

2-1 別表 No. 11 基本価格表示の問題

先に述べたとおり、題目の No. は第 1 期基本計画別表の No. 11 を示す。あらためて指摘するまでもないかもしれないが、第 I 期基本計画に列挙された既存の案件は、論点が多すぎる上に何を求めているのか理解が難しい課題が含まれている。大きくくりごとに整理統合した方が課題を把握しやすくなる。個別項目として継続するものについても、より実態に合わせてふさわしい項目を設定した方がよいように櫻本私案を作成する前の段階で思われた。櫻本私案では既存の第 I 期基本計画の中で、特に問題のある、再検討が必要な論点について以降の Box にあるような提案を行った。以降も Box は櫻本私案からの引用であるが、誤字脱字を修正するといった多少の修正をしているので内容は同じだが、原文そのままではない。

基本計画原案を策定する国民経済計算タスクフォースの事前の段階において、基本価格表示を重視する意見が出ていた。2014年4月の消費増税を前にして、控除可能な付加価値税(VAT)を除去した基本価格表を作成することは求められる。問題なのは控除可能かどうかということである。控除が難しいのに控除を求めてもゼロ回答となることは目に見えている。その点で十分な基礎統計がないため、消費税表を作成してIOなどで基本価格表を作成することは難しく、せいぜい参考表扱いでの対応が可能かどうかというところである。6月17日にタスクフォース向けに事前に提示した櫻本私案では、主としてBox.1にあるように主張した。筆者自身としては、消費税表は正式導入が難しいことが目に見えている上に、これまで何度も経済産業省の研究者が消費税表の試算を行ってきた経緯があるので、参考表として検討をする項目を基本計画別表に設定すればよいのではないかと考えたが、実際にはタスクフォースで積極的な意見が多くて、積極的な取り組みを求める意見に押し切られることになった。

2-2 別表 No. 26②と簡易長期系列の公表

長期時系列データの公表は、第I期基本計画でも盛り込まれていたが、現実的に諸外国が行っているような1970年代まで遡った長期時系列データを遡及で実現することは困難であった。これは、プロダクト・フロー法によって1980年代より前の遡及を行うために必要な情報が不足しているという制約が影響している。そのため、筆者としては、多くのユーザーは正確なデータというよりも大まかに過去からの系列が見られれば良いだけで、正確な情報を求めているわけではないという事実から、簡易接続の長期系列の公表を求めることにした。Box.2は、簡易接続を求める櫻本私案の本文である。

Box. 2 簡易長期系列の公表（提案2）

基本計画の別表 No.26②において、ユーザーが求めている要望と内閣府の検討に大きな離があると思われる。通常時系列分析で求めるデータの個数は、最低で30程度、できれば100程度と言われる。したがって、年次系列の場合、内閣府がこれまで実施してきたように1980年からの長期遡及で最低限の要望に応じていると思うが、長期遡及のタイミングまでユーザーが待たないといけないことと、長期遡及してもデータの個数は決して多くはないということから決して十分な回答ではないと推察する。

総務省の公表資料によると、国民経済計算のHPに対するユーザーアクセス数は、年に50~90万件程度に達している。その多くは、別にSNAについて詳しく知りたいとかSNAを専門的に知りたいと思ってアクセスしているわけではない。多くは、計量的手法などに基づいて時系列データを単純に使用したいからアクセスしているのである。日本は産業連関表があるため、遡及に非常に手間がかかる。産業連関表は一度公表されると改定されないが、SNAの場合、産業連関表の利用している推計値について、再度過去にさかのぼって系列の推計をやり直す作業が発生する。この労力のかかる重い作業が過去の遡及を十分にできない制約となっている。この内閣府の置かれた状況は理解しており、…次のBoxに続く

Box. 2 の続き

長期の時系列データの整備のために敢えて遡及を頻繁に行う作業までは求めることはできない。しかし、多くのユーザーは長期の時系列データを利用したいから、SNA の HP にアクセスしている。過去に一般ユーザーや学識経験者からも幾度も長期系列を公表するように求められてきた。

どの程度の系列を整えるのが妥当かということを考える。過去に経済企画庁は、GNP について昭和 35 年国民所得白書で戦前からの系列を遡及推計した。労力の問題を無視するならば、昭和 6 年から一定の基礎資料は公表されてきた。しかし、実際の系列を見ても、戦中の混乱期、戦後のインフレ、新円と旧円の切り替えなどで時系列データとしてもつながった系列を見ることは不可能となっている。これは日本人の生活様式の変化が激しくて、制度の変更などもデフレータにきちんと反映することができないため、一貫した系列を整備するということはほぼ困難だという事実に基づいている。したがって、平成 2 年の基準改定において、GDP について 1955 年からの一貫した系列を整えたという判断は賢明であったと言えよう。おそらく客観的に見て、データの制約から 1955 年からしか一貫した系列を整えることは困難である。一方近年連鎖方式による長期系列の整備が行われている。連鎖方式の場合、平成 12 年基準では 1980 年から遡及推計されている。連鎖方式の場合も、1955 年から一貫した長期系列を整えるということは原理的に可能かもしれないが、連鎖方式はドリフトのように様々な問題を抱えているため、日本の戦後からの長期系列を整えた場合、あまり参照するには適さない系列になる可能性がある。個人的には変化が激しい事象を連鎖方式で長期にわたって記録することは、労力の割に成果が乏しいと考える。現実的な判断として、1955 年からの GDP 名目値、GDP 固定基準年方式系列、1980 年からの GDP 連鎖方式系列が公表され、それぞれデフレータや内訳が参照できることが望ましいと考える。

そこで、GDP 名目値、GDP 連鎖方式、GDP 固定基準年方式、デフレータといった、ユーザーの多くが使用する主要系列について、過去の遡及をただリンク計数でつなげた簡易遡及系列を基準改定時に作成し、それを内閣府 HP において公表することを求めたい。内閣府が公表に責任を持つ統計値として公表することまでは求められない。統計委員会に言われたので、試算値として公表したという扱いでも構わない。経済学、計量経済学、時系列分析といった関連分野は、長期の時系列データによって大きく発展してきた。日本だけがその研究環境を満たせないということは望ましくない。きちんとした計数だけを公表したいとする内閣府の立場は理解できるが、大局に立って物事を考えるべ

その背景として、内閣府や e-Stat の国民経済計算関連サイトへのアクセス数は、年に 100 万件以上に上り、ユーザー数も最大で 100 万人と推測される。そのうち、ほとんどのユーザーはデータベースとして時系列データにアクセスしたいだけで、SNA を深く知りたいというユーザーはほとんどいないというのが筆者の実感である。統計メーカーは、正確な情報を流したいということでできれば短期の連鎖系列を示したがるが、逆に多くのユーザーは大まかに日本経済の状態が分かればいいだけなので、系列が安定している固定基準年方式で簡易接続された系列で十分ことが足りると推察する。ユーザーの多くは、高度な正確さや深い知識を求め

ていないのだから、特に回帰分析や簡単な比較に用いるだけでは、簡易接続系列で十分と推測するのである。

統計委員会でユーザーからの要望が多い長期時系列について審議する際、6月21日の配布資料に基づき内閣府から新推計システムを導入する際にスムーズに基準改定後、速やかに遡及も行うことが可能となるように努力するということがあったため、簡易接続ではなく、本計数にて長期はどの程度かという議論になった。時系列分析では少なくともサンプル30年分は欲しいということで、最終的に筆者は1980年からの長期遡及データが速やかに公表することを求め、それに近い方向で基本計画（案）に反映されたと認識している。

2-3 内容が良く分からない既存の課題

第Ⅰ期基本計画では調整がうまくいかず、最終的に何を指示しているのかよく分からない課題があった。筆者だけが理解できないのであれば、それは一向に問題ないが、おそらく誰が見ても内容が分からない課題がいくつか存在したのである。過去に閣議決定した内容であっても、内容が分からない課題は、いらないので削除すべきと考え、Box.3-4のように6月21日段階で第Ⅰ期基本計画別表No.18, 53, 167の3項目の削除を求めた。第Ⅱ期基本計画（案）では、別表No.18, 53共に削除まではいかず、一部残って継続課題として検討されることになった。ビジネス・レジスター統計の活用次第で、削除よりも継続検討が望ましいという判断に至ったと推察する。またNo.167は元々第Ⅰ期統計委員会委員から出た提案はすべてを退けることはできず、最低でも一人1つの提案を受け入れるという暗黙の制約があり、一方で正直に提案を受け入れると、統計業務に重大な影響が出る場合、問題がないように修正した結果、内容が意味不明になったと推察する。原文を見ても誰が何をすればいいのか分からない上、その通り実施すると法令上問題が生じる内容が実現している。この滑稽な内容は、第Ⅱ期基本計画（案）において事実上削除となったが、基本計画の範囲外で行われる研究交流活動においてカバーされるので、実質的な問題は生じないだろう。交流活動は目標という性質になじまないものである。No.167はある程度櫻本私案が通ったと評価している。

Box.3 別表 No.18 事業所企業コンバータ及び No.53 の扱い（提案3）

No.18 事業所企業コンバータ及び No.53 は、企業と事業所とのコードコンバータの使用を想定した検討を求めているが、具体的にそのデータが使用される個所は国民経済計算の推計過程に存在しないか、あったとしても意義が薄いように思われる。普段法人企業統計の産業別データを使用していて、推計精度向上のために事業所データに変換するという意味かと思われるが、推計過程にそういう対象個所がほぼないと考えるのである。仮にわずかに法人企業統計の産業別データを利用していても、事業所データに変換するコードが作成されたところで、長期的に構造が安定している例外的な条件が必要で精度向上に結び付くとは言えない。この課題の可否を改めて再検討されてはどうか？

Box. 4 別表 No. 167 学術交流の扱い（提案 4）

No.167 を素直に読むと、学官連携でいわゆるコンソーシアムのような連携母体を設立して、共同で研究活動を実施することを求めているように思われる。これはうまくいくことが前提の記述である。仮にコンソーシアムで画期的成果が生まれ、その後その成果を統計組織が利用した後で、コンソーシアム内で意見対立が生じた場合、その著作権を巡って訴訟となり、知的財産の貢献に応じた成果の対価を巡った争いで統計作成ができなくなるといったリスクは当然想定される。統計委員会にリスクが生じることを承知で実施部局に無理を強いるということは避けることが妥当である。実際に内閣府は第 1 次基本計画の後、基本計画通りに学術交流を進めたものの、最適化計画は推進できず、一時業者と弁護士を介して契約後の交渉を強いられた経緯がある。もし、そのまま訴訟に突入し、基本計画に問題があると報告が内閣府から上がってきた場合、統計改革は相当大きな問題を抱える可能性があった。幸いそうした事態にならなかった。

現実に内閣府の業務として、確かに省庁や学会との連携不足はあるとは認識している。内閣府は国際所得国富学会など、ごくわずかな学会だけに所属しているため、学会など外の情報を得にくいのが現状と認識している。とりあえず、きちんと予算を確保した上で、学会活動の情報収集のために、過去職員が参加した学会を中心にいくつかの学会に新規機関会員となることを検討し、学会活動で起きている情報を定期的に収集できる体制を築くといった努力目標を設定し、No.167 は取り下げてはいかがか。もしこの項目を継続としたければ、弁護士を加え、最悪の場合のリスクを想定せざるを得なくなる。推進をためらう課題は設定しない方が無難と考える。

3. 重要な個別論点の提案

3-1 一次統計との連携・08SNA 関係－議論するために設けた議題

議論するために「一次統計との連携」と「2008SNA の課題項目」の 2 つの議題は、研究者が各省庁に代わって議論するまでもないのだが、中村メモに賛成して方向性を確かなものとするために提起した。

一次統計との連携は、非常に幅広い論点をカバーする議論の柱として提起する必要があった。しかしながら、経済センサス導入に伴う代替推計や総務省の統計との連携といった問題は研究者が敢えて提起しなくても各省から様々な意見が出て網羅される可能性が高かった。しかし、中村メモの方向性を支持して、意見集約のための柱を用意しておく必要があったため、空虚であるが、あまり内容の無い意見を述べることにした。あえて一つだけこの項目の論点で議論するならば、代替推計のことについて政府一体となって、現行よりももう少し現実的な方向性を見つける努力を続けていく必要性を感じている。しかし、こうした議論は基礎統計の制約に合わせて考えるべきことで、あまり論文の性質に合わないことから、懸念のみに留めておく。櫻本私案で提起した主な内容は Box.5 にある通りである。

2 つ目の項目の項目も同様で、櫻本私案では大まかな意見だけ述べて、中村メモを補強するというに徹した。詳しくは次の Box.6, 7 の通りである。

Box. 5 一次統計との連携（提案 5）

一次統計との連携で、経済センサス代替推計への対応は今後 5 年間で内閣府にとって最も重要な業務となろう。年次計数の公表が止まることが無いよう、万全を期すことを求めたい。経済センサス代替推計は、生産動態統計などを用いて既に何年も前から試算を行い、経済センサス活動調査を受けた平成 23 年確報において既に代替推計値を一部利用しているものと推察する。生産動態統計は、近年までに頻繁に調査票が変更されている。代替推計のフレームは、これまでのコモ法と異なっており、情報収集を怠ると、品目変更によって推計資料が次々に無くなっていき、補完系列を利用しなければならない状況に陥る。また経済産業省が提供した個票データは、公表値として整備されたものではないため、年によって提供されるデータの幅が異なっているといった個票分析特有の問題も頻発しているものと思われる。したがって、経済産業省がデータの提供に関して内閣府に協力して、内閣府も生産動態統計でカバーできない情報について独自に民間統計を新規に得るように日頃からの努力が求められる。

代替推計のフレームは速報にも適用可能なため、代替推計が安定的に推計できるようになり次第、つまり次期基準改定後、速報に代替推計におけるコモ法と同様の推計を取り入れ、速報と確報の推計値の差が小さくなるように努力することが求められる。

Box. 6 2008SNA の課題項目（提案 6）

2008SNA は項目がたくさんあるので、マニュアル Annex3、さらに Annex4 に基づいてコード毎に検討を進めるのが優れているだろう。しかし、基本計画において数十もある細かい項目をすべて別表に落とし込むには細かすぎるので、R&D のような 2016 年導入の目玉となりそうな主な項目が 2~3 だけあれば良いかと思う。あるいはコード B~G まで 6 つの大分類から資金循環で対応する金融と BOP 関連の項目を除いた 4 つとその他を加えて 5 項目立てるという方法もありうる。個人的には前者をお勧めしたい。…〈略〉…

B.統計単位の明確化と制度部門における改定事項

C.各取引項目の範囲設定のよりいっそう詳しい説明、生産境界を含む

D.資産、資本形成、固定資本減耗などの概念の拡大と精緻化

E.金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点→その他

F.政府と公的部門に関する取引範囲の詳述

G.SNA と BPM6 の概念と分類の調和→その他

08SNA もさることながら、Annex.4 も重要論点が含まれているので、次期基準改定以降長期的にはこちらの排出権などの取り扱いに比重を移していかないと、2023 年頃とみられる次期国際基準の改訂に日本が役割を果たすことができなくなると考える。

基本的には 2008SNA の検討に意見を言わなかったのであるが、おそらく統計委員会委員や各省だけで議論しても出てこないと思われる論点として、2 つ提案することとした。一つは、2008SNA に関する検討ノウハウの記録を政府に求めた。08SNA の導入報告書を作成し、公表することを求めるという項目を基本計画別表に設けることが望ましいと考えていたが、櫻本私案の前の事前の調整段階におい

て委員間で同意が得られなかったため、削除した。2 つ目の提案は、SPE の捕捉を総務省と経済産業省に求めた。この項目は長いので、次節で取り上げる。

Box. 7 2008SNA に関する検討ノウハウの記録（提案 7）

内閣府は、93SNA 移行時に「我が国の 93SNA への移行について（暫定版）」を作成し、公表をした。08SNA 導入において、ユーザーのために導入の経緯、推計方法の変化、導入に当たった注意点、海外の事例を網羅し、ユーザーが 08SNA 導入に伴って戸惑うことの無いような報告書の公表を求めたい。さらに 08SNA 導入時のノウハウを後世に引き継ぐために、検討内容をメモ（最低でも冊子のような形式）として保存・記録しておくことを求める。ただし、推計方法の公開には個人情報や推計の継続が困難となる情報も含まれるため、公表の程度は実施部局の判断を尊重するのが妥当と思われる。

3-2 特別目的実体等（Special Purpose Entities, 以下 SPEs）の捕捉に向けた課題

櫻本私案では、経済センサス担当部局を念頭に SPEs の検討を求める意見を盛り込んだ（提案 8）。事業所・企業統計調査及び経済センサスにおいて、SPEs を捕捉できているとは言い難い。事業所の定義として SPEs を必ず捕捉するようにしておくべきである。総務省統計局の定義では「事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう」。

- ・一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

問題は、この定義では SPEs を捕捉できない恐れがあるということだ。例えば、トヨタのような巨大企業が持ち株会社に移行し、その本社を SPE もしくは SPC で設立したとしよう。その場合、本社には従業者も設備も有していないことは十分にありうる。何兆円という売り上げを誇る傘下企業の管理を行う本社は経済活動をしているとはみなせないということである。多くの関連会社を抱えるある法人が SPC による持ち株会社形態で統治する形式に移行した場合も、参加企業の規模が大きかったとしてもその本社は捕捉対象にはならない。筆者は今後経済センサスが大きな経済活動を網羅できるように定義を改めるべきと考えた。実際の対応は後回しとするとしても、「従業者と設備を有して、」という部分は削除し、将来の母集団情報を捕捉できる実務の対応は別途考えることを求めることとした。SPE の実態を明らかにする必要があったため、実態捕捉に替えて後で取り上げる本論文の補論 1 に相当する情報や SPEs を判断するツリー図、SPEs の推計方法の例を櫻本私案に盛り込んで提起した。筆者としては、ペーパーカンパニー化した巨大企業を捕捉できないことを防ぐように、総務省に事業所の定義を見直したり、十分な捕捉体制を取るように求めたつもりであった。

基本計画原案では、持株会社など複雑化した企業組織の整理が必要との意見があったため、企業の組織間の捕捉という論点で SPE の論点も網羅するという妥協

が行われた。経済センサス実施部局やレジスターなどの部局では実務としてできる手段を検討していることから、筆者としては統計委員会に追加の意見は出さず、彼らの努力に敬意を示し、いったん推移を見守ることとした。

3-3 供給・使用表及び四半期国民勘定の分野－国際標準と日本の対応－

供給使用表（SUT）の導入は、第Ⅰ期基本計画にも入っていたことであるが、第Ⅱ期でもその方向性を確かなものとすべきだという意見が委員間で既に主流を占めているものと容易に推測ができた。また中村メモでも課題の柱に位置付けていたため、筆者は中村委員の方針を支援し、これまでより現実的な課題検討のルールを敷く必要があると認識した。

Box. 8 供給使用表及び四半期国民勘定の分野－国際標準と日本の対応－ （提案 9）

SUT は、基準年表、年次表、四半期表、Supply and Use System、バランスシステム、IO といった内容を広範囲に含んだ用語のため、理解が明確になるように分野別に用語を使い分けることとする（厳密には広義の SUT は SUT フレームワークと呼ばれる）。個別に何か課題を設定する場合、基準年表、年次表、四半期表、バランスシステムといった分野に大まかに分けられ、それらが相互に連携することとなろう。

SUT 及び QNA に関して、既に日本は国際基準に則って統計作成を行っている。93SNA 及び 08SNA において、SUT を導入していないから日本は国際基準を満たしていないとの批判はすでに第 1 次基本計画作成時点から何度も行われてきているが、この意見は国際的な勧告を誤解したものであろう。広義の SUT の概念の中には、いわゆる IO も含まれる。逆に 68SNA において IO と呼ぶときには IO の概念の中に SUT も含まれる。したがって、SUT に代わって IO を作成している日本は、細かい様式の問題を除けば、概ね 93SNA 及び 08SNA の基準を満たしている。

しかし、IO に関して中間投入係数を十分に捕捉できていない問題があり、部分的であっても SUT を導入した方が総務省の IO や内閣府の SNA の精度が上がることは間違いない。一方、QNA に関して国際基準は存在せず、緩やかに活用されるハンドブックが存在するだけである。IMF が作成する QNA に関するハンドブックは、2015 年に改訂予定となっており、2001 年の旧版に基づいて様々な課題を議論するよりも、2015 年の改訂を待って今日的な課題を再度設定するのが有効となろう。

供給使用表の検討は、基準年表、年次表、それに付随するバランスシステム、四半期表、IO（生産物×生産物、もしくはアクティビティ）と幾つかの分野にまたがり、それぞれで取り組まなければならない状況は全く異なる。少なくとも基準年表は、総務省以下 IO を担当する大半の省庁で SUT に移行するメリットを理解しない上、その方向に向けた現実的な検討として何から取り組めば結果が出るのか、道筋を描く糸口をつかめていないのが実情である。事実上生産物×生産物表となっている IO の中間投入係数の捕捉精度が低くなっている部分を生産物×産業表でどの程度捕捉するか検討する必要があるのだが、精度の議論を実施部局が避けている現状では、おそらく何らかの道筋を考え出すことが難しいだろう。

結局税金を使って何らかの検討をシンクタンクに投げて、それを持って検討したという結果をフォローアップに提出する程度のことはできても、課題検討の実質的な前進は望めないと推測する。それに対して年次表、バランスシステム、四半期表は検討課題を絞ることが可能なため、一定の道筋を描くことは可能である。

Box.9 SUT などの導入手順と現実的な目標（提案 10）

内閣府が検討を進めている、SUT 年次表は短時間に導入することはおそらく困難である。コモ法は 1978 まで 15 年かけて十分に検討されたように、大きな推計方法の改善にはそれなりの時間がかかる。基本的な方向性は、SUT 基準年表、年次表、四半期表（基礎資料はないからこの表に関して公表はあり得ない）、生産側・分配側速報系列という順番で、現行系列の公表業務が止まらないように配慮しながら慎重に国民経済計算システムに導入するということである。基準年表を省くことは原理として可能であるが、原則としてこの順番しか選択肢は見当たらない。そこで、内閣府が検討している供給・使用表年次表について、次々々回基準改定で導入する目標を定め、次々回基準改定において並行運用を目標に検討を進めるのが現実的と思われる。

筆者は、前進可能な部分だけ前進し、残りは将来課題として積み残すほかにないというつもりで、この説の幾つかの Box に示す私案を出すこととした。年次表以下の検討スケジュールは、既に言及した通りであるが、具体的に情報を多くの人々に伝えるために、Box.9 にあるように簡単に方向性を提言した。

Box. 10 SUT 導入に向けた推計体制の整備（提案 11）

現在内閣府が検討している SUT 年次表、生産側・分配側速報系列の両方とも導入に至る検討としては不十分な段階である。SUT のバランスにおいて、生産、支出、分配の各部門別に計数の分析と差し替えを求める作業が発生する。その場合、長年国民経済計算部や産業連関表など各統計作成機関の実務的な知識を持つ人員（バランサー）が国民経済計算部各課にデータの差し替えを求めることになる。20 年程度国民経済計算部及び産業連関部局に所属してきた経験豊富な人員がおり、その担当者が各課にデータの差し替えを求めるというプロセスは、現在内閣府の業務として対応が十分に満たせない恐れがある。バランスという作業は、今までのような縦割りで人員を張り付けているだけではできない作業である。バランサーが指摘した問題を各課が拒否した場合、最悪の場合、データの差し替えができない。バランサーにはデータを差し替える業務が発生しているが、そうした権限を持つポストについて現在は国民経済計算部長だけである。したがって、バランス業務は部長自らが行うか、その代理が行わなければならない。つまり、現実的に考えて、部内がうまく協調することを楽観視しない限り、このようなありえない想定を前提としないと、SUT を導入することは厳しいと推察される。長期的に SUT を導入するための基盤が事前に整備されている必要がある。バランス後の計数公表のためにはバランサーにデータ修正の権限が確保されている必要がある。

これまでの推計と異なる点として SUT 年次表に関しては、確々報の後でもう 1 回基準改定するまでにバランス結果を公表するフレームが必要となる。個人的に確々報と呼びたくないで、A3 などと呼ぶとしよう。積み上げた情報によって計算された結果が確々報である。確々報の後、データを突合して分析したところ、一次統計の集計方法に誤りはないが、データの報告が誤っている可能性がある事案が見つかることはよくある。例えば、企業が誤った報告を記入しているケースである。これまではそうした案件でデータの修正方法が明らかな場合でも基準改定まで対処することは認められていなかった。しかし、A3 では分析後のデータ差し替えという作業による不突合の解消が目玉となる。SUT バランスシステムが整備されている場合、本来そうしたケースでは、他省庁の協力の悪さが推計の遅れにつながって、年次系列の大規模な公表遅れを招くことを避けるためには、当然一次統計部局による調査協力が行われて、企業へのヒヤリングが行われるという手順も新たに整えられる必要がある。こうして、A3 によって誤りが正された情報が公表される。内閣府がバランスに伴って、一次統計部局に協力を要請し、短時間で調査結果を折り返すというシステムが必要となる。

供給使用システムを活用する場合、それなりの体制の整備が求められるため、SUT の個所と人員増強の 2 つに分けて提言することにしたが、結局提案 15 に示される人員増強策は基本計画全体で採用する方針があったため、削除され、SUT の個所だけが生き残ることとなった。ただ、この文案は実感として幾つかの省庁から大変嫌がられたように感じた。以下の Box.10 は、SUT の体制整備を求めた部分である。SUT は年次表に引き続き、四半期表の整備がされないと QNA の整合的な推計ができない。Box.11 は、四半期表と QNA の整備に関して行った櫻本私案の本文である。

Box. 11 四半期表と生産・分配系列（提案 12）

生産・分配系列は不突合が解消しないことには、その計数の有効性が不十分となることから、供給・使用表年次表が導入できる目途がついてから、正式に導入するのが現実的と考えられる。参考系列として導入するということであれば、それより早期に導入することが可能かもしれないが、SUTとの連携を考慮しないと正式導入はできない。SUT年次表に引き続き、SUT四半期表が整備されたとする。生産・分配系列は四半期表によるクロスセクションチェックと時系列チェックを受けた後、計数が再検討されて（当初の推計値と差し替えられて）公表される。現在内閣府で検討されている内容を公表資料から知る限り、四半期表による分析は導入されていない。もし生産・分配系列を導入しようとするならば、SUT年次表・四半期表の整備、それらを前提とした四半期速報向けの分析フレームの確立が先に求められる。現行の検討のままでは、ごくわずかな参考値としての公表に留まって正式導入の見込みが立たない恐れがある。

3-4 地域経済計算の充実に向けたフレームの整備

第Ⅱ期基本計画の目玉の一つは、地域統計の意義を盛り込んだことにある。第Ⅰ期基本計画は地域統計を軽視していたわけではないが、地方自治の観点から関係者間で地方統計に踏み込むことへ躊躇はあった。また、国民経済計算が統計法の基幹統計に選ばれて、相対的に加工統計分野の委員が多かったり、主要な関心を加工統計に向けるべきという暗黙の風潮がみられたことが相対的に地方統計への踏み込み不足につながったということもできる。第Ⅱ期基本計画では、櫻本私

Box. 12 地域経済計算の充実に向けたフレームの整備（提案 13）

地域経済計算に関する課題は、内閣府が実施すべき案件というよりも、総務省や自治体の意見を聞きつつ、慎重に検討すべきである。しかし、課題がありながら、何もしないということは社会的に許されるものではないため、ここに課題は設定するものの、実施部局の置かれた立場から今回試行的に設定する努力目標程度に留めるのが妥当と考える。地域経済計算は、自治体がそれぞれ作成するというのが原則で、その内閣府がまとめる都道府県と政令市を対象とした県民経済計算について国が関与している。県民経済計算に関連していくつか提言したい。

第一に HP 様式の基準を作成する必要がある。県民経済計算に限らず、統計情報の公表は各自治体によってまちまちとなっている。統計データと統計の説明資料が行き来しにくいフレームであったり、過去の統計データをきちんとアーカイブス化して公表しているケースもあれば、新規の公表に合わせて過去の情報を削除している自治体もある。自治体によって、Excel で提供すべきデータを PDF 形式で公表しているケースも十分にありうる。国の場合、2007 年頃から HP 上の統計データの公表様式が総務省によって基準が統一されるようになった。強制する必要はないが、自治体が判断に迷う場合に緩やかに適用可能な基準作りが必要である。

第二に県民経済計算として収録されるデータの対象を広げる検討を求めたい。県民経済計算として収録されるデータではないが、都道府県が独自に公表している統計資料は多くなっている。付表 1 は、県民経済計算に収録されていない統計表をまとめたものである。現行では都道府県と政令市のすべてが満たさなければ、データを収録できないという暗黙の仮定があるものと推察する。しかし、OECD の National Accounts のように作成されていない場合は、その地域のデータを空欄にして進んだ統計先進県に合わせて公表するという方法の方が地域の統計作成の努力に報いることにつながるであろう。県民経済計算及び社会統計人口体系（SSDS）について、空欄を含んでいてよいのでその対象範囲を再検討していただきたい。

案として以下の Box.12 にある提案を行った結果、とりあえず地域経済計算に関しては地方自治の範囲を尊重しながら可能な限りの支援をする方向で文案が盛り込まれた。またこれは私案による影響ではないが、別途地方統計の記述が大幅に盛り込まれた。筆者としては、地域経済計算とサテライトの内いずれかで提案をするつもりであったが、他の委員がサテライトに関して何らかの提案をする可能性が高いと判断し、仮にその通りになった場合でもいように地域経済計算で私案を作成した。地域経済計算の充実を求めるために以下のボックスにある内容に加えて、櫻本(2012)表 5（本論文の付表 1）も添付した。結果的に地域経済計算は自治体への支援を強化する文案が入ったが、HP の様式や SSDS は調整することができず、反映されなかった。

Box. 13 統計作成に必要な人員体制の整備（提案 15）

内閣府の推計人員の人数、人員の専門性（その平均的な経験年数、人事異動の程度、異動先の関連性）は、与えられている役割に対して著しく不十分である。この問題に関して 3 つの課題を指摘する。第一に過去に内閣府は、計数の推計ミスが多く出ているが、筆者の推察として計数ミスのうち、職員の推計経験の不足が少なからず足を引っ張っている可能性がある。過去に行われた計数ミスのパターンはシステムによって防ぐことが可能である。しかし、新たな計数ミスのパターンに備えるためには、システムの改良だけでは不十分で、職員の専門性の向上、推計年数の長期化、異動の程度、異動先における SNA との関係性といった関係を整理して職員の長期的な人材育成対策が欠かせない。内閣府職員は、出向者や任期付職員が多く、きちんと専門性を身に着けることが難しくなっている。にもかかわらず、プロパーの職員は（多くは統計と関係のない）広範囲な部署への短期異動を強いられている。統計職員の異動の程度が多いと、専門性の欠如に結びつく。一般的には（内閣府にかかわらず）プロパー職員の平均的な統計職員の異動頻度を 5 年程度とし、その統計作成機関の職員の退職までの平均在籍年数を 15 年程度にはなるような調整ができるのが望ましい。こうした対策ができないと、少なくとも SUT の導入においてバランスシステムを導入しても運用がうまくできるようになるのか、不安を抱える。

第二に供給・使用表の作成には、 balanサーを配置する必要がある。 balanサーは IO や SNA、一次統計の実務に精通していて、20 年程度は統計作成部局、特に SNA 関連部局にいた経験がある人材を据えるのが一般的であるから、そういう人事制度の導入が前提となる。知識と経験を傾けて、短時間でバランスを実施可能な人材を長期間配置できる人事制度がないと供給・使用表を導入しても、系列を安定して公表することができない。内閣府は、出向者が多く、頻繁な異動によって人材育成が特に遅れている。 balanサー導入の前提として、省庁部局名を筆書きして看板を作成する専門官のような異動の無い専門職を統計作成部局に新設することを求めたい。人数が多いと、異動させなければならないため、こうした特殊な職種は導入できないと思われるが、異動の無い専門職は少数であれば、実際に政府にも存在している。過去の人事制度の事例を参考に統計作成部局に対し、部局の核となる専門職を新規で創設する検討を求めたい。第一の論点と関わるが、SUT を導入する場合、 balanサーが提示したバランス結果を各分野では短時間に再検討し、再度 balanサーに対案を返すといった作業を繰り返す。つまり、これまでのように各部局が縦割りで作業するという次元では対応できない事態となる。 balanサーに専門職を設定することと同時に balanサーの役割が生きる専門人員を配置する体制が求められる。

第三に欧州各国では 2008SNA と同等の ESA10 を導入するに際して、各国とも定員を大幅に増強して検討を進めた。…〈略〉…欧州各国の場合、定員を 1.5 倍～2 倍程度に増やすこともして検討を進められる。日本は統計法に基づいて 2008SNA の業務が新たに生じているにもかかわらず、増員がほとんどなされず、対応が不十分である。08SNA 関連の業務は恒久的に生じているわけであるから、1 人 2～3 分野ということで 25 名の職員増員が妥当と考える。

4. 提案したが影響力を持たなかった項目

4-1 5つの提案

第Ⅱ期基本計画向けに櫻本私案として提案した項目の内、5つの提案は委員間で意見が同意されないか、ほとんど影響力がなかった。第1に中間投入の捕捉の必要性について簡単に提起した。中間投入は、何ができるのか不明確で課題設定も検討の報告も明確な内容とはならない可能性が高いと筆者は考えていた。これについては原文も短文で提案内容も乏しいので記述を省く。関連してIOとSNAとの整合性に関しては当初第Ⅱ期基本計画の検討段階でそれほど重きが置かれていなかったが、櫻本私案の後、別途整合性を重視するように求めた結果、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれた。ただ、筆者が何も言わなくても同じような主張は他の委員が当然していたと思われるので、おそらく筆者単独の主張ではない。

Box. 14 マニュアル公表基準の確立（提案16）

SNAを専門的に学ぼうとする人材は、多くは大学2,3年程度から日本語で専門的知識に触れる経験を経ている。その時期に母国語以外のSNAマニュアルしかアクセスできない状況では、そもそも専門的にSNAを専攻するために検討可能な環境が整備されていない。大学院でSNAを専攻しようとする場合、受験勉強をしている期間で、SNAマニュアルも読まなければならない。母国語で読めないとすれば、手間がかからない分野を選ぶことになるわけで、SNAマニュアルを非公表とすることで日本では統計に理解あるユーザーが育たない環境となっている。このことは専門家全体の人数の減少につながり、結果として実務に理解のある専門家の減少にもつながっている。国民経済計算論や国民所得論、産業連関論といった授業科目は次第に経済統計論のような科目に整理統合されることになりかねず、専門自体も評価されなくなるかもしれない。したがって、長い目で見て、（統計ユーザーのすそ野を広げる教育まで乗り出すかどうかまでは言及しないが）SNAマニュアルは母国語で作成されたものがHPで公表されているという状況が社会的に望ましい。

旧経済企画庁の作成した1968SNAマニュアルは、十分な精度の翻訳が作成できず、外部の専門家を入れて内閣府が整備した1993SNAと2008SNAの日本語版マニュアルは十分理解可能な翻訳となっている。1993SNA日本語版は、出版されていないため、増刷もできていないが、著者から同意が得られる範囲で、内閣府HPにおいて公表することを求めたい。…〈略〉…2008SNAマニュアルに関しては作成終了後、出版し、公表することを求めたい。また内閣府の幹部が交代するたびに、こうしたマニュアルの公表基準が変更されるようでは困るため、SNAマニュアルを翻訳し、出版するというものをSNAの作成基準に盛り込み、担当者の気分次第で国益が害されることが無いようにマニュアル公表基準の確立を求めたい。

第2にBox.13に示すように統計作成に必要な人員体制の整備を求めた。内容は、専門性の向上を除くとSUTに合わせた統計専門官の新設と統計作成人員の充実の2つからなる。しかし、国民経済計算分野単独ではなく、全省庁として取り組むべき課題ということで、事実上却下となった。第3にBox.14に示されるマニュアルの公表基準の確立を求めたが、これは委員間で意見が合わず、取り下

げることとなった。第 4 に Box.15 に示す統計用語の改善である。これは、第 I 期基本計画の際に経済統計学会から要望として既に提出してあった課題で、事実上無視されてきた問題である。この論点も委員間で意見が合わず、却下となった。

Box. 15 誤解を受けやすい用語の改善（提案 17）

誤解を受けやすい用語として、雇用者報酬、確報、QE について用語の使用環境を検討するように求めたい。第一に雇用者についてしばしば、雇主のことか、雇われている方か、統計によって異なるため、ユーザーを混同させている。このため、第一次基本計画の際にも一部の統計学会は、雇用者の表現を改めるように要望を統計委員会に提出したが、その後の検討に生かされることはなかった。厚生労働省の統計では、内閣府が「雇用者」と呼ぶ者を、「被用者」としている。労働に関する用語は厚生労働省が所管していることから、所管と異なる用語を新たに設定する必然性はないと推察される。内閣府と総務省が雇用者という表現を被用者と改めれば、雇用者が被用者を雇う側で、雇われる側が被用者と明確に区別が付けられることになる。省庁間で統計用語が異なっていて、ユーザーを混乱させる必要はないと考える。

第二に確報は、「最初に公表される年次系列」という意味と「年末に公表される確々報、基準改定後の計数も含めた年次系列」という 2 つの意味が一緒に利用されている。後者の場合、正式には「国民経済計算確報」という。供給・使用表導入など、何かのタイミングで後者について「国民経済計算年次推計」に用語を変更することを勧める。国民経済計算確報は、英語において Annual Report であるが、Annual (National) Accounts と呼べても、およそ Report にふさわしい（分析のような）内容は多く公表されていないように見受けられる。こちらも同時に見直されてはいかがか。

第三に仮に生産、分配系列やそれに引き続いてその他一部主要な指標を速報として、加えていくということであるならば、長期的に系列を公表するタイミングがいろいろと出てきて公表物が何に当たるのかユーザーにとって理解しにくくなる。ユーザーが公表物の種類を把握しやすくなる名称を用いる必要が出てくる。

例えば、名称を国際的な通称である QNA に統一し、1 次速報を Q1、2 次速報を Q2、四半期国民勘定全体の系列を Q3、1 次年次推計（確報）を A1、2 次年次推計（確々報）を A2、SUT 導入後のバランス後の計数公表を A3、基準改定後の公表を BXX（平成 22 年であれば、B22）、遡及系列を RXX などと、国際名国内名共通でわかりやすい通称名を設定されることを望む。コピーライターではないので、部局で検討されることを望む。そうした名称の検討のタイミングは、SUT 導入にメドがついた段階までで十分に間に合う。

第 5 に Box.16 に示すように統計資料のアーカイブス化の取り組みとして、統計資料館の活用を求めたが、委員間で意見が合わず、取り下げた。ここで取り上げた 5 つの内容の内、中間投入以外は 6 月 21 日タスクフォースの前段階で調整できなかったもので、提案を取り下げ、6 月 21 日の配布資料から削除した。

Box. 16 統計専門資料の保存に取扱い（提案 18）

公文書は法令に基づいて保存される。統計の専門資料の場合、総務省統計局の場合、統計図書館と統計資料館に保存される。しかし、他省庁の場合、今日において統計作成業務に使用しないが、専門的には貴重な資料を特に基準が定められるわけでもなく、倉庫に置いていたり、スペースの関係で廃棄に回さざるを得ないケースもあると思われる。他省庁が望むかどうかはともかく、総務省以外の専門資料や統計作成に利用した機械も保存する場合に、統計資料館のスペースで対応できる場合は資料館に保存できるように行政手続きができるとういように思われる。機械が難しい場合でも資料の受け入れを検討するとか、できることがあれば、総務省にとっても有益なことと考える。できるのかわからないが、統計資料館の資料の受け入れ基準を作成し、各省に提示していると望ましい。

外国の統計局の人材を日本の統計資料館に案内した際に、大変高く評価されたことがある。しかし、総務省統計局のことしか資料が残っていないのは残念に思っている。

おわりに

本論文では、櫻本私案に基づいて第Ⅱ期基本計画の国民経済計算分野への影響を見てきた。審議協力者の私案は決して大勢を決めるような大きな影響力を持っているわけではないが、ある程度の意見は取り入れられたと評価できる。今回第Ⅱ期基本計画に盛り込むべき新規の提案を多く満たすように私案を作成したが、委員と意見が合わなかったり、調整ができなかった関係で、多くの提案が脱落してしまった。一方で地域経済計算や SUT など重要な分野では、それなりに提案した内容が受け入れられた。各省庁の調整では、個別に多くの意見が出ていたため、それらを本論文も含めて網羅することは難しいが、審議協力者として提案した内容や背景をきちんと社会に説明するという作業は必要である。統計委員会に参加する多くの委員は非常勤なので、何年かで交代することになるが、過去の経緯や背景が分からなければ、個別課題の設定理由や対応の方法が分からないことになりかねない。実際に国民経済計算分野では第Ⅰ期の統計委員会委員はすべて交代しており、事務方に所属していない限り、別表に設定した課題の意義を正確には理解できないかもしれない。また委員が交代しないようなケースがあったとしても、統計委員会で議論できる時間はわずかなので、各者の意見を十分に聞くことはしない。しかし、5ヶ年計画の課題は設定されているので、結局何を実現すればよかったのかということは別な機会に論文などで公表されていなければ、当事者も第三者も課題の詳しい情報を理解することはできない。統計委員会で一定の貢献をした研究者は、不十分でも自らの主張を文章化して社会に説明していれば、後世の統計委員会委員や各省庁の関係者が正確に課題を理解できるようになる。もし重要であっても後世に理解されない課題が設定された場合、そうした課題の多くは後で整理され、削除されることは間違いない。統計改革が継続して新規課題に取り組み、少しずつ課題をクリアしていくためには、不十分であっても本論文のように丁寧に統計改革の提案や取組を第三者に説明していく作業が大

変重要となるのである。

本論文は第Ⅱ期基本計画国民経済計算分野のすべての課題や調整のプロセスをフォローできていない。元々それは外部から参加した研究者には難しいという制約は知った上で、まとめたものである。したがって、課題やプロセスの多くは依然としてどのように設定されたのか不明確のままであるので、今後の方向性としてより透明度が高く、多くのユーザーに支持される統計指標の改善に向けて努力していかなければならない。

参考文献

- 櫻本健(2012)「地域経済計算及び地域の産業連関表の制約と利用可能性—1956年度からの時系列データを利用した実質成長率と高齢化比率の分析—」『企業環境研究年報』第17号, 中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター
- 櫻本健(2013)「フォローアップを受けた第一次メモ・第2次基本計画に向けて」2013年6月21日統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループSNAタスクフォース席上配布資料(非公表)
- 総務省(2001)「公的統計の整備に関する基本的な計画」
<http://www.stat.go.jp/index/seido/12.htm>
⇒本文中「第Ⅰ期基本計画」と表記する。
- 総務省(2013)「公的統計の整備に関する基本的な計画(案)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000256801.pdf
⇒本文中「第Ⅱ期基本計画」と表記する。
- 内閣府統計委員会(2009)「公的統計の整備に関する基本的な計画」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000011360.pdf
- 中村洋一(2013)「国民経済計算タスクフォースの審議対象となることが考えられる事項」2013年6月7日統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ席上配布資料1(非公表)
- 牧野好洋(2013)「国民経済計算タスクフォース検討メモ」2013年6月21日統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループSNAタスクフォース席上配布資料(非公表)
- Ribarsky, Jennifer(2012), “Factoryless' Manufacturers: Classification and Implementation Challenges”, paper for the 32nd General Conference of The International Association for Research in Income and Wealth
- The Commission of European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank (1994), System of National Accounts 1993, *Studies in Methods, Series F*, No.2, United Nations Publication (経済企画庁経済研究所国民所得部邦訳(1995)「1993年改訂国民経済計算の体系」)
- United Nations Economic Commission for Europe, European Central Bank and

Eurostat (2010) , The Impact of Globalisation on National Accounts,
<http://www.unece.org/stats/groups/wggna.e.html>

⇒本文中 UNECE et al. (2010)と表記する。

United Nations, European Commission, International Monetary Fund,
Organisation for Economic Co-operation and Development, and World
Bank(2009), *The System of National Accounts 2008*,
<http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/SNA2008.pdf>

⇒本文中 08SNA と表記する。

補論 1 SPEs に関する情報

櫻本私案では、タスクフォースで SPEs の検討を求めた。その際に UNECE et al. (2010)に出てくるオランダ統計局の SPEs のツリー図も付けた。SPEs について、UNECE et al. (2010)や Ribarsky (2012)を利用した。

SPEs は、元々従業者が 1 人未満であることが多く、平均従業員数は 0.25 人とかその程度であるとみられる。従業員の多くは、母体企業の社員と兼ねているため、電話番号のために 1 人置いているかどうかという意味である。しかもこの 1 人も母体企業の人間かもしれないので、通常の事業所の定義には当てはまらない可能性が高い。SPEs の産業分布は、金融に偏らず、幅広く存在しており、タックスヘイブンだけでなく、日本国内にもたくさん設立されている。正確な影響力は不明であるが、日本の証券発行残高の 1 割程度は、こうした SPEs がおさえているといわれ、市場におけるプレゼンスは小さくない。アメリカの場合、金融資産の 3 割を SPEs がおさえているという情報も一説にはあり、先進国において SPEs の役割は無視するには大きすぎるというのが専門家や実務担当者の共通した見解となっている。SPEs を捕捉することが難しいため、実務上捕捉できていないことはある程度やむを得ないが、筆者は捕捉する姿勢が経済センサスの実施方針に明確に表れていないことを問題視している。

現在のところ、事業所統計及び経済センサスなどでは、こうした SPEs の活動の大半は対象外となっている一方で、国税庁の税金の徴収対象や日本銀行の資金循環統計の対象に SPEs は含まれているため、SNA において基礎統計として不整合が生じている。しかもこの SPEs は設立する際に何らかの手段で政府に届け出ることになっている。SPEs として届け出る対象は以下のとおりである。

- ①PFI 法に基づいて内閣府に届け出る SPC
- ②資産流動化を目的に SPC 法に基づいて総理大臣（財務局）に届け出る SPC
- ③資金調達目的で商法に基づいて共同出資によって設立される匿名組合
- ④資産運用を目的に金融庁に登録される投資法人
- ⑤共同事業目的で設立される任意組合
- ⑥その他

①に位置する SPC の事業規模だけでも、平成 21 年度に総額で 3 兆 2 千億円に

達し、年々増加を続けている。仮に日本の SPEs の有人率が 25% で、現行の経済センサスがすべて捕捉していたと考えても①だけで 2 兆 4 千億円の捕捉漏れが出ているとみられる。捕捉が難しいからと言って無視してよい金額とは思えない。実態として SPC として法人化したものよりも、法人化されておらず特定もしにくい事業体が多く存在している可能性がある。いずれにしても SPC はきちんと捕捉するように努力すべきだ。

筆者が住んでいる愛媛県の場合、パナマやリベリアにペーパーカンパニーを設立して船の所有をしている事業者が数多くいる。これらの企業あるいは個人は海外の SPEs を利用する。これらは統計作成の目的で捕捉される必要はないが、日本の国税当局は日本の居住者あるいは日本の法人が管理する SPEs に対しても日本の法人として課税を行っている。国土交通省の所管外にもかかわらずである。国税情報をベースに SPEs を捕捉する場合、国内に事業の設立実態を改めて調査する必要がある。つまり、いずれにしても SPE レジスターは何らかの方法で必要ということだ。通常の事業所とは別に SPEs を専門に捕捉するためのレジスターが運営される必要がある。

SPEs を捕捉する場合、届出情報をおさえることはもちろん必要であるが、税務当局からの情報や証券発行のデータから捕捉するといったアプローチが必要となる。いずれも 08SNA として内閣府が単独で検討しても意味のないことで、総務省においてビジネスレジスターと一緒に盛り込む必要がある。届出情報は、訴訟などで争っていて事業開始ができていないなど、実態を伴った情報とは食い違っているため、届出情報をそのまま統計として登録するということは難しい。SPE は単体では実体がないことが多いので、母体とセットで調査するフレームを考える必要がある。基本的に SPEs に対してサンプル調査を行おうとする場合、無回答のケースがほとんどとなろう。したがって、SPEs は母集団情報から隔離してサンプリングの際に利用しないようなフレームも検討しなければならない。つまり、これまでの事業所統計のフレームとはかなり異なる対処が強いられる。

SPEs は各国特有のツリー図をベースに、SPEs の定義に当てはまるか、検討していき、SPEs と認定することとなる。つまり、捕捉のためには日本独自の定義が最初に確立している必要がある。SPEs は様々な産業に位置していることから、SPEs を各産業に格付けするツリー図は別途確立される必要がある。

現在各国の専門家による討議が続いているが、EU を中心に多くの国で SPEs を特定することができるようになってきた。産業格付けも 2012 年頃から部分的にできるようになってきた。日本は既に周回遅れであるが、こうした分野の検討を急ぐべきである。

SPEs を前提とする場合、統計情報の公表の仕方も変わることになる。ある企業では、第 3 国の SPEs 経由で工場を建設している。例えばトヨタのチェコ工場は、オランダの SPEs を経由して建設されている。オランダにとってこうした他国への経由の情報は統計資料として全く必要がないケースも多い。実質日本からチェコに対する直接投資となるからである。しかし、SPEs をきちんと捕捉しておくということも必要だろう。つまり、SPEs と含んだ表と含まない表の 2 種類

を統計表として考慮するべきかということが重要な論点となっている。

ここでは一例として SPEs を挙げているが、経済センサスやビジネスレジスターの実施手順の中に、内閣府に届け出る NPO や総務省に届け出る政治団体のように届出で捕捉できるものが現行網羅されていない。こうした届出情報を経済センサスやビジネスレジスターの整備の際に網羅するよう検討されてはいかがか。

なお、UNECE et al. (2010)において SPEs の国際標準的な取り扱いが示されており、2012 年の OECD National Accounts Working Party において、OECD における産業格付けで特に課題とされるケースについてもようやく成果が示され始めたところである。UNECE et al. (2010)の 49 ページでは、オランダの SPEs かどうかを認定する基準が示されている。オランダだけではなく、概ね EU 各国では何らかの基準が存在している。これまで公表されているケースでは、オーストリア中銀、ポルトガル中銀のケースである。

UNECE et al. (2010)4 章では、オランダの SPE 等のデータも示された。2005 年の SPE 等の総産出は 63 億 3700 万ユーロ、中間投入は 75 億 4100 万ユーロに達していた。つまり、付加価値は負である。産出は 2001 年から平均 7.1%伸びていた。Ribarsky(2012)8 ページによると、アメリカのビジネスレジスターでは、従業者の無い事業（ペーパーカンパニー？）は 2100 万近くに達している。SPEs は日本にも多くあるはずである。法人登記数と統計調査による法人数の差は、SPEs の捕捉が十分にできていないことが一因である。

付表 1 県民経済計算以外の統計表

勘定の種類		所得支出勘定					資本調達勘定(実物)					その他・付表・参考表・試算									
番号	都道府県名	非金融 法人企 業	金融機 関	一般 政府	対家計民間 非営利 団体	家 計	非金 融法 人企 業	金 融機 関	一 般政 府	対家計民間 非営利団体	家 計	可処分所得 と使用勘定	一般政府 部門別の 所得支出 取引	社会保 障負担 費内訳 表	一般政 府から 家計へ の移転	家計の 目的別 最終消 費支出	家計の 形態別 最終消 費支出	在庫 品評 価調 整	総資 本形 成の 構成	常住地・就 業地べー ス別就業者 数・雇 用者 数	
01	北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
02	青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
03	岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
04	宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
05	秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
06	山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
07	福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成		○									
08	茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
09	栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成		○									
10	群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○						
11	埼玉県	2部門勘定を作成		○	○	○						○									
12	千葉県	2部門勘定を作成		2部門勘定を作成		○						○		○	○						
13	東京都											都民所得勘 定のみ公表								○	
14	神奈川県	2部門勘定を作成		2部門勘定を作成		○						○									
15	新潟県											○	○	○	○						
16	富山県	○	○	○	○	○						○		○	○						
17	石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
18	福井県	○	○	○	○	○						○									
19	山梨県	○	○	○	○	○						○									
20	長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
22	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
23	愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
24	三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
25	滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
26	京都府	○	○	○	○	○						○									
27	大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○						
29	奈良県	○	○	○	○	○						○		○	○						
30	和歌山県	○	○	○	○	○						○		○	○					○	
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	
32	島根県	○	○	○	○	○	○県全体で一つ					○		○	○	○	○				
33	岡山県	○	○	○	○	○						○						○			
34	広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成		○	○	○	○	○	○	○		○	
35	山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
36	徳島県	○	○	○	○	○						○									
37	香川県	○	○	○	○	○						○									
38	愛媛県	○	○	○	○	○						○									
39	高知県	○	○	○	○	○						○									
40	福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			
41	佐賀県	○	○	○	○	○						○									
42	長崎県	○	○	○	○	○						○									
43	熊本県	○	○	○	○	○						○		○	○						
44	大分県	○	○	○	○	○						○		○	○						
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	2部門勘定を作成		○									
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○県全体で一つ					○		○	○						

引用：櫻本(2012)表 5